4　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等について、質権その他の担保権の目的となっていないことその他の一定の要件を満たす非上場株式等を担保として供することができることとするとともに、納税の猶予がされた場合における滞納処分について所要の措置を講ずることとした。（所得税法第一三七条の二及び第一三七条の三関係）

5　青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出期限を、その申告をやめようとする年分の所得税に係る確定申告期限とすることとした。（所得税法第一五一条関係）

6　給与所得者の扶養控除等申告書等について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとした。（所得税法第一九四条及び第一九五条関係）

7　特定信託受益権の譲渡をした者がその譲渡の対価で金銭以外のものの支払を受ける場合には、次に掲げる告知を要しないこととするとともに、これらの告知を受ける支払者の範囲について所要の措置を講ずることとした。（所得税法第二二四条の三及び第二二四条の四関係）

㈠　株式等の譲渡の対価の受領者の告知

㈡　信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知

8　給与等又は公的年金等の支払をする者が、源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を市町村の長に提出した場合には、これらの報告書に記載された給与等又は公的年金等については、その支払をする者は、給与等又は公的年金等の源泉徴収票の提出をしたものとみなすこととした。（所得税法第二二六条関係）

9　支払調書等の提出義務者のうち電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、支払調書等の書面による提出に代えてその支払調書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき所轄税務署長の承認等を不要とすることとした。（所得税法第二二八条の四関係）

10　開業等の届出書の提出期限を、その事業の開始等の事実があった日の属する年分の所得税に係る確定申告期限とすることとした。（所得税法第二二九条関係）

11　福島国際研究教育機構を公共法人等の範囲に加えることとした。（所得税法別表第一関係）

二　法人税法の一部改正関係

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を創設することとした。

1　納税義務者

㈠　内国法人は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を納める義務がある。ただし、公共法人については、その義務がない。（法人税法第四条関係）

㈡　課税の範囲

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。（法人税法第六条の二関係）

㈢　対象会計年度

対象会計年度は、多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表の作成に係る期間とする。（法人税法第一五条の二関係）

㈣　国際最低課税額の計算

国際最低課税額は、構成会社等である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額のうち、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（我が国を所在地国とするものを除く。）又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（我が国を所在地国とするものを除く。）に配賦される会社等別国際最低課税額について、内国法人の所有持分等を勘案して計算した帰属割合を乗じて計算した金額（内国法人が他の構成会社等を通じて間接に有する一定の構成会社等又は共同支配会社等については、その計算した金額からその計算した金額のうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として計算した金額を控除した残額）の合計額とする。（法人税法第八二条及び第八二条の二関係）

(1)　グループ国際最低課税額

グループ国際最低課税額は、「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」と「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」とを合計した金額とする。

(2)　構成会社等に係るグループ国際最低課税額

構成会社等に係るグループ国際最低課税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額とする。

イ　構成会社等の所在地国における国別実効税率（国別調整後対象租税額（その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る調整後対象租税額の合計額をいう。以下同じ。）が国別グループ純所得の金額（その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額からその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額の合計額を控除した残額をいう。以下同じ。）のうちに占める割合をいう。以下同じ。）が基準税率（一五パーセントをいう。以下同じ。）を下回り、かつ、その所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合　(イ)から(ハ)までに掲げる金額の合計額から(ニ)に掲げる金額を控除した残額

(イ)　その所在地国に係る当期国別国際最低課税額（①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した残額に、基準税率からその所在地国における国別実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。以下同じ。）

①　国別グループ純所得の金額

②　その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る給与その他の一定の費用の額の五パーセントに相当する金額及びその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る有形固定資産その他の一定の資産の額の五パーセントに相当する金額の合計額

(ロ)　その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額（その対象会計年度前に開始した各対象会計年度の構成会社等の所在地国に係る当期国別国際最低課税額に満たない金額として計算した金額の合計額をいう。以下同じ。）

(ハ)　その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額（その構成会社等（各種投資会社等に限る。）に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分に対応する国際最低課税額として計算した金額をいう。以下同じ。）

(ニ)　その所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

ロ　構成会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、その所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合　(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額から(ハ)に掲げる金額を控除した残額

(イ)　その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

(ロ)　その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額

(ハ)　その所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

ハ　構成会社等の所在地国に係る国別グループ純所得の金額がない場合　(イ)及び(ロ)に掲げる金額の合計額から(ニ)に掲げる金額を控除した残額（国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が特定国別調整後対象租税額（その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算損失金額の合計額からその所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては、(イ)から(ハ)までに掲げる金額の合計額から(ニ)に掲げる金額を控除した残額）

(イ)　その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

(ロ)　その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額

(ハ)　国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額からその所在地国に係る特定国別調整後対象租税額を控除した残額

(ニ)　その所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額